

川崎市中央卸売市場施設使用許可取扱要領

(趣旨)

第1条 川崎市中央卸売市場における市場施設の使用許可については、川崎市中央卸売市場業務条例(昭和47年3月28日条例第1号。以下「条例」という。)第61条及び川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年3月31日規則第36号。以下「規則」という。)第76条の規定によるもののほか、この要領によるものとする。

(使用許可申請者)

第2条 使用許可申請できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 売買参加者
- (2) 法人である買出人
- (3) その他、市長が特に必要と認める者

(使用許可施設)

第3条 使用許可を受けられる市場施設は、以下のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 事務所
- (2) その他、特に市長が必要と認める施設

(許可申請)

第4条 第2条に該当し使用許可申請する者については、規則第76条に規定する許可申請書(規則第41号様式)に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する者については、第1号から第6号までの書類の全部を、申請年度内の使用期間が1月に満たない者については、第1号から第7号までの書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書
- (3) 企業の概要及び北部市場での事業計画書
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 業務を執行する役員に関する市区町村の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに代表者の履歴書及び写真
- (6) 業務を執行する役員が第5条第2号及び第4号に該当しないことを誓約する書面
- (7) 市長が指定する卸売業者又は場内の事業者で構成する協同組合等の推薦書(第1号様式)

2 市長は、使用者が施設の使用期間終了後、引き続き当該施設を使用しようとする場合は、第1項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、使用許可申請者が、次の各号の一に該当する場合は、許可をすることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 使用許可申請者又はその従業員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなって5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれているとき。
- (5) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号及び第2号の一に該当する者があるとき。

(返還請求等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し使用許可を取り消し、又は使用許可施設の返還を請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市場施設を故意にき損したとき。
- (4) 市長の許可を受けずに、市場施設の原状に変更を加えたとき。
- (5) 条例又は規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (6) 使用者又はその従業員に暴力団員等が含まれているとき。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、すみやかに当該市場施設の返還をしなければならない。

3 第1項の規定により返還請求を受けた使用者は、返還請求を受けた日の翌日から返還の日までの使用料相当額の損害賠償をしなければならない。

(情報の照会)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、使用者又はその従業員が暴力団員等であるかどうかについて、神奈川県警察本部刑事部長に照会することができる。

(補則)

第8条 この要領の施行について、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

あて先

川崎市長

推薦者 所在地

名 称

代表者

施設使用許可申請に係る推薦書

川崎市中央卸売市場施設使用許可取扱要領第4条の規定による、市場施設の使用許可申請について、次のとおり推薦します。

使用許可申請者（商号）	
代表者の氏名	
申請内容	市場施設使用許可申請書（規則第4-1号様式）の記載のとおり
推薦理由 （北部市場との取引に対する 将来見込み等を詳細に記入す ること。）	
北部市場内の取引先名称	
備 考	